

平成27年2月27日裁決

主文

後記「理由」欄の第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、網膜色素変性症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として障害給付の裁定を請求した。なお、裁定請求書には、当該傷病の発生した日として「昭和○年○月」及び初診日として「平成○年○月○日」と記載されている。

2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「障害厚生年金を受給するためには、傷病の初診日が厚生年金保険の被保険者であった間であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病(網膜色素変性症)の初診日が平成○年○月○日(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを確認することができないため。」という理由により、障害給付の請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害厚生年金は、障害の原因となった

傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病を含む。以下同じ。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において、厚生年金保険の被保険者であることという要件が満たされない者には支給されないこととなっている。また、その初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月(初診日が平成○年○月○日前にある場合は、当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月をいう。)の前月。以下においても同じ。)までに国民年金の被保険者期間(厚生年金保険の被保険者期間を含む。)があり、かつ、① 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は、② 当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること(以下、この①、②の要件を「保険料納付要件」という。)と、事後重症請求にあつては、裁定請求日における当該傷病による障害の状態が、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表(障害等級1級及び2級の障害の程度を定めた表)又は厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1(障害等級3級の障害の程度を定めた表)に該当することが必要とされている(厚年法第47条第1項及び第47条の2第1項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第64条第1項、第65条)。

なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることとなっている。

2 本件の場合、保険者は、前記第2の2に記した理由により原処分を行ったのに対し、請求人は、請求人の当該傷病に係る初診日(以下「本件初診日」という。)は、請求人の厚生年金保険の被保険者期間中である平成○年○月○日にある旨主張し、それを前提とする障害給付を求め

ているのであるから、本件の問題点は、まずは、本件初診日がいつと認められるかどうかである。

第4 審査資料

(略)

第5 事実の認定及び判断

(略)

2 本件初診日について

(1) 初診日に関する証明資料は、国年法及び厚年法が、初診日を障害給付の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接診療に関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料（以下「初診日認定適格資料」という。）でなければならないと解するのが相当である。

また、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度としてそれに依拠するのが相当であると考え、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としているところ、障害の原因となった傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日とするのが相当である。

(2) 本件についてこれを見ると、本件で初診日認定適格資料と認められるのは、上記審査資料1ないし5であり、資料2及び資料5によれば、請求人は、平成〇年〇月に盲学校に入学し、平成〇年〇月に修了していること、入学志願の際に、a病院b科A医師作成の平成〇年〇月〇日付診断書（障害名：網膜色素変性症、両近視性乱視）を提出

していることが認められるから、請求人は、平成〇年〇月〇日にa病院において網膜色素変性症と診断されていることが認められるので、本件初診日は、同日と認定するのが相当である。

請求人作成の病歴・就労状況等申立書（平成〇年〇月〇日付）によれば、請求人は、当該傷病により、昭和〇年〇月〇日にc病院d科を、昭和〇年〇月及び平成〇年〇月〇日にa病院をそれぞれ受診したと申し立てているが、c病院d科は廃業しているため、a病院の昭和〇年〇月の受診についてはカルテ等の診療録が残っていないため、いずれも受診状況等証明書が添付できないとし、a病院の平成〇年〇月〇日の受診については、受診状況等証明書が提出されているものの、当時の診療録が既に処分されているため、初診年月日及び終診年月日のみ来院履歴により証明されているが、傷病名や初診から終診までの治療内容及び経過の概要については何も記載されていない。そして、初診日に関する第三者の申立書（以下「申立書」という。）として、B（平成〇年〇月〇日付）、C（平成〇年〇月〇日付）がそれぞれ作成した申立書を提出しているが、いずれも伝聞内容を述べるものであり、これにより、あるいは本件記録中の他の資料を併せてみても、本件初診日に関する請求人の前記主張を認めるには足りない。そして、他に平成〇年〇月〇日を初診日と認定するための客観的資料は存しないのであるから、平成〇年〇月〇日を本件初診日と認定することはできない。

3 その余の点について

(1) 請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）によれば、本件初診日において、請求人は厚生年金保険の被保険者であることが明らかであるから、請求人は、厚年法等の関係法令の規定する要件を満たせば障害厚生年金を受給し得ることになるが、請求人に

ついてこれを見ると、平成〇年〇月から本件初診日の属する月前における直近の基準月の前月である平成〇年〇月までの期間はすべて厚生年金保険の被保険者期間である。したがって、請求人は、前記第3の1の保険料納付要件を満たしていることになる。

- (2) 次に、請求人の裁定請求日当時における当該傷病による障害の状態（以下、これを「本件障害の状態」という。）が、国年令別表又は厚年令別表第1に掲げる程度に該当しているかどうかを検討するに、請求人の当該傷病による障害により障害等級1級の障害給付が支給される障害の程度としては、国年令別表に「両眼の視力の和が0.04以下のもの」（1号）、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」（9号）及び「身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの」（11号）が、障害等級2級の障害給付が支給される障害の程度としては、「両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの」（1号）、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（15号）及び「身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの」（17号）が、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の程度としては、厚年令別表第1に「両眼の視力が0.1以下に減じたもの」が、それぞれ掲げられている。

認定基準の第3第1章第1節/眼の障害によれば、視力障害は、屈折異

常のあるものについては、矯正視力により認定するとされ、矯正視力とは、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力をいい、矯正が不能のもの、矯正により不等像視を生じ、両眼視が困難となるのが医学的に認められるもの、矯正に耐えられないものは裸眼視力により認定するとされ、両眼の視力とは、それぞれの視力を別々に測定した数値であり、両眼の視力の和とはそれぞれの測定値を合算したものをいうとされている。そして、視野障害については、「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（2級）とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものであって、 $I/2$ の指標で両眼の視野が5度以内におさまるもの又は、両眼の視野がそれぞれ $I/4$ の指標で中心10度以内におさまるので、かつ、 $I/2$ の指標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下のもの（この場合、左右別々に8方向の視野の角度を求め、いずれか大きい方の合計が56度以内のものとする。）をいうとされている。そして、視力障害と視野障害が併存する場合には、併合認定の取扱いを行うとされ、認定基準の第3第2章第2節/併合（加重）認定によれば、2つの障害が併存する場合は、個々の障害について、併合判定参考表における該当番号を求めた後、当該番号に基づき併合（加重）認定表による併合番号を求め、障害の程度を認定するとされている。

- (3) 前記1の(1)で認定した事実によれば、本件障害の状態は、視力については、矯正視力は「右0.07、左0.08」とされているのであるから、このような状態は、上記3級の「両眼の視力が0.1以下に減じたもの」に

該当し、それは、併合判定参考表の該当番号9号に相当する程度であると認められる。次に、視野については、求心性視野狭窄があるものであって、1/2の指標で両眼の視野が5度以内におさまるもので、かつ、1/2の指標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下のものと認められ、上記2級の「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当し、それは、併合判定参考表の該当番号4号に相当する程度であると認められる。そして、上記(2)の併合(加重)認定の手法を用いると、視力の障害の該当番号9号と視野の障害の該当番号4号との併合番号を求めると4号であり、これは、国年令別表に掲げる障害等級2級に相当する程度であると認められる。

- 4 以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に掲げる2級の障害の程度に該当すると認められるから、請求人には平成〇年〇月〇日とその受給権発生日とする障害等級2級の障害給付が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は妥当でなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。